

コーポレート・ガバナンス

「迅速な意思決定」、「適切な業務執行」、および「経営の透明性向上」をテーマに、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制

カシオは、経営目標を確実に達成し、企業価値を継続的に高めていくためには、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営の透明性を高める経営監視機能の強化が極めて重要と認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

1999年6月には、経営の監督と執行機能を明確にする執行役員制度を導入し、執行役員会には、執行役員と取締役および監査役が出席し、業務執行上の重要事項について審議し、全社的な調整や対策がスムーズに実施される仕組みになっています。

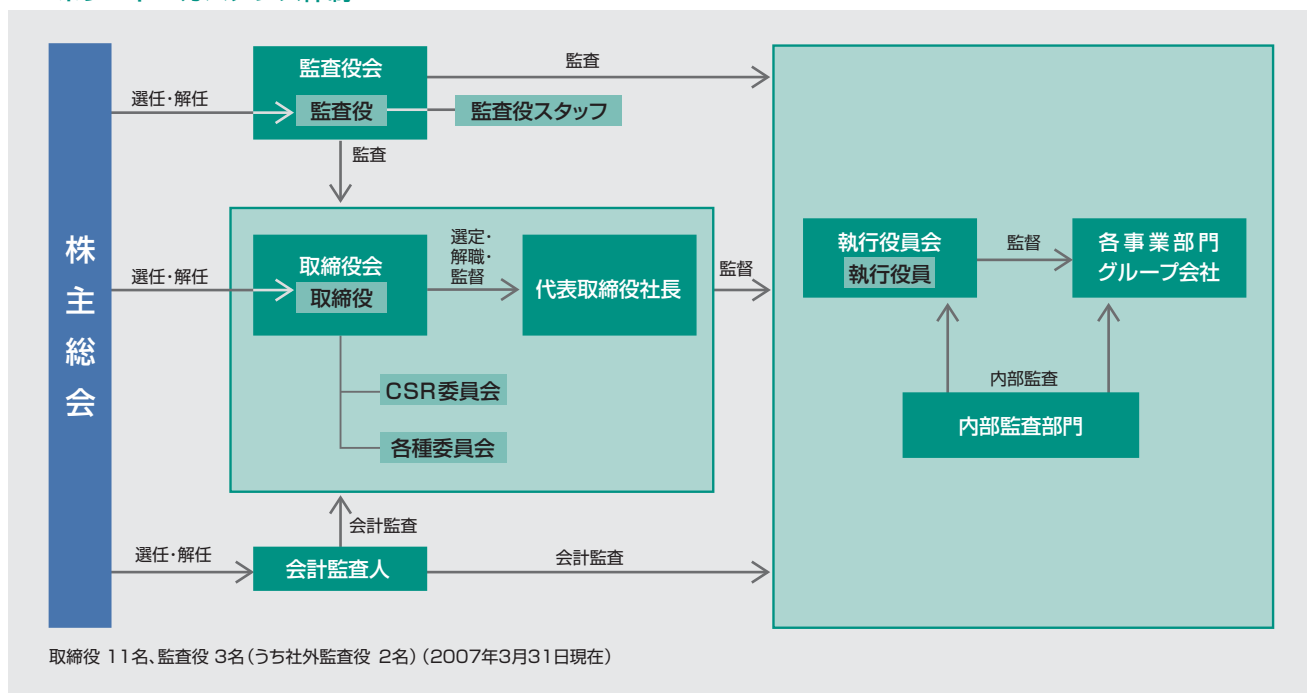
取締役会では、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目指しており、取締役および監査役の出席のもと、経営の重要案件を審議・決定しています。

監査役会は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会および執行役員会への出席のほか、取締役などからの聴取や報告、重要事項の決議書類の閲覧などを通して、厳正な監査を実施しています。

内部監査部門では、組織の運営状況を法令および組織職掌基準などの社内基準に基づいて監査し、評価や改善指導を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制図は、以下の通りです。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制システムの整備

カシオはコーポレート・ガバナンスの強化の一環として、2006年5月の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、その整備運用に努めています。

具体的には、「リスク管理基本方針」を宣言し、全社的なリスク管理の体制の見直しを行った他、カシオにとって重要な法令等については重点的に管理する仕組みを構築しました。また、グループ会社における業務の適正を確保する体制についても、効率性を考慮しつつ更に一段のレベルアップを図りました。

一方、監査役の監査の実効性の確保については、従来より監査役の職務を補助する体制を用意している他、取締役会・執行役員会・CSR委員会などの重要な会議には全て出席すると共に、重要事項の報告も速やかに行われる体制を確保しています。

この他、2009年3月期決算より適用される、金融商品取引法における財務報告の信頼性の確保については、経理部門・情報システム部門・CSR推進室を中心とした推進体制を構築し、経営トップの統一方針に基づき、実効性ある内部統制体制の一段の向上を目指し、取り組みを進めています。